

# 任意継続って何？

退職しますと、通常は被保険者ではなくなります。

ただし、継続して2カ月以上加入期間があるときは、本人の申請により引き続き、日研健保の被保険者でいることができます。  
これを「任意継続」といいます。

## ■ 保険料はどうなるの？

任意継続の方の保険料は、これまで事業主が負担していた分が無くなり、全額自己負担になります。

## ■ 申込方法は？

「任意継続被保険者資格取得申請書」に、必要事項を記入の上、健保組合に提出してください。

## ■ 受付期間は？

退職した日の翌日から20日以内です。

## ■ 納付方法は？

受付後にお送りする「納付書」を確認の上、納付期限までにお振込ください。振込方法は任意です。

## ■ 保険証は？

申請書の提出と事業所からの資格喪失届の到着確認後、新しい保険証をお送りします。  
これまでご使用の保険証は事業主に返却してください。

## ■ 給付は？

任意継続した方でも、各給付やサービスは受けられます。ただし、継続給付に該当する場合を除き、「傷病手当金」「出産手当金」は支給されません。

## ■ 任意継続の資格を失うときは？

次の事由に該当すると、任意継続の資格を失います。

1. 保険料を納付期限(毎月10日)までに納付しなかったとき
2. 就職して、健康保険・船員保険・共済組合の被保険者になったとき
3. 任意継続してから2年を経過したとき
4. 任意継続した本人が死亡したとき
5. 後期高齢者医療の被保険者となったとき
6. 任意継続被保険者が申し出たとき

## 任意継続加入手続の流れ

1 事業所からの資格喪失届を受理

2 「任意継続被保険者資格取得申請書」を受理

3 保険証の交付と納付書の送付

4 あなたからの初回保険料の入金を確認

### ■ 注意事項

被扶養者に異動が生じたとき、住所・氏名等に変更があったときには必ずご連絡ください。

